平成２３年（フ）第５３号
大分県中津市大字上如水975番地６　市営住宅Ｂ―105号、住民票上の住所大分県中津市大字下宮永1359番地３
債務者　円入　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
大分県中津市大字大塚654番地１　ブリーズベイナギサＡ105
債務者　原田　恵里
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後４時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１４１号
神奈川県川崎市宮前区東有馬５丁目39―47―201
債務者　大川　靖彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１４７号
神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境81―13　市営三ツ境南住宅５棟103
債務者　山本のり子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１４８号
神奈川県横浜市港北区北新横浜１丁目10―１レオパレスヒューゲル参番館204
債務者　荻原　祐樹
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６５号
東京都町田市金井町3133―３―27―408
債務者　齊藤　奈歩
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７１号
東京都台東区千束４丁目15―９―202
債務者　府川　竜次
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２０４号
神奈川県川崎市高津区上作延146―702
債務者　山城　亮平
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２０５号
東京都北区滝野川７丁目17―10―501
債務者　安田　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２３８号
東京都杉並区方南１丁目35―10
債務者　沓間　政英
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２３９号
神奈川県相模原市南区相模大野６丁目18―５―301
債務者　関根　庸介
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４０号
神奈川県川崎市宮前区宮崎３丁目４―16―101
債務者　和田　卓也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４１号
神奈川県藤沢市葛原2171―３
債務者　葛原　大介
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４２号
東京都東大和市新堀３丁目19―13―３
債務者　浪川由美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４３号
神奈川県座間市緑ヶ丘３丁目23―22―301
債務者　大塚　雪江（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部